

第三三回

参第一号

砂防法の一部を改正する法律（案）

砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条ノ二 砂防設備ハ流水、敷地、堤防、護岸、ダム其ノ他ノ河川ノ状況ヲ考慮シ之ヲ設置スベシ

第十三条第一項中「三分ノ二」を「四分ノ三」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第十三条ノ二 府県ハ地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第一項但書ノ規定ニ拘ラズ地方債ヲ以テ砂防工事ニ要スル費用ニシテ当該府県ノ負担ニ属スルモノノ財源トナスコトヲ得

第十三条ノ三 前条ノ地方債ハ国ガ資金運用部資金又ハ簡易生命保険及郵便年金特別会計ノ積立金ヲ以テ其ノ金額ヲ引受クルモノトス

前項ノ地方債ノ利息ノ定率及償還方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三条ノ四 自治庁長官ハ第十三条ノ二ニ依ル地方債ニ付キ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条ニ依ル許可ヲナサムトスルトキハ予メ大蔵大臣ト協議スベシ此ノ場合ニ於テ当該地方債ガ簡易生命保険及郵便年金特別会計ノ積立金ヲ以テ引受クルモノナルトキハ併セテ郵政大臣ト協議スベシ

第十四条第二項を削る。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第十三条第一項及び第十四条の規定は、昭和三十五年度分の予算に係る負担金から適用する。
- 3 昭和三十四年度分の予算に係る負担金については、なお従前の例による。
- 4 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。
第十七条の二第二項中「砂防、」を削る。

理 由

最近における災害の状況にかんがみ、災害防止のために必要な砂防工事の促進を図るため、地方公共団体の行う砂防工事について高率の国庫負担を行い、国の行う砂防工事についてその費用を全額国庫負担とするとともに、地方公共団体に対し起債の特例を認める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約八億三千万円